

議案第 4 6 号

城陽市税条例等の一部改正について

城陽市税条例等の一部を改正する条例を次のように定めたいので、議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 1 日 提出
(2026年)

城陽市長 村 田 正 明

城陽市税条例等の一部を改正する条例
(城陽市税条例の一部改正)

第 1 条 城陽市税条例（昭和 3 9 年城陽市条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

現 行	改 正 後
(督促手数料) 第 2 1 条 徴税吏員は督促状を発した場合においては督促状 1 通について <u>5 0 円</u> を徴収しなければならない。 <u>但し</u> やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しない。 (原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等) 第 9 1 条 略 2・3 略 4 第 1 項及び第 2 項の標識のひな型並びに前項の証明書の様式はそれぞれ規則で定めるところによる。 5～7 略 <u>8 第 1 項又は第 2 項の標識の交付を受けた者は、その標識をき損し、若しくは亡失し、又は滅したときは、直ちに、その旨を市長に届け出てその再交付を受けなければならない。この場合において、当該標識のき損又は亡失がその者の故意又は過失に基くときは、弁償金として 1 5 0 円を納めなければならない。</u> <u>9 第 1 項又は第 2 項の標識は、これを譲渡し、貸し付け、又は不正使用してはならない。</u> <u>1 0 原動機付自転車又は小型特殊自動車の販売を業とする者が車体試験の為原動機付自転車又は小型特殊自動車を使用するものは当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に原動機付自転車又は小型特殊自動車試乗標識を <u>つけなければならない。</u></u> <u>1 1 試乗標識の交付を受けようとするものは試乗標識交付申請書を提出しなければならない。</u> <u>1 2 試乗標識の交付は 1 事業所に <u>付き 1 枚限り</u></u>	(督促手数料) 第 2 1 条 徴税吏員は、<u>督促状</u> を発した場合においては督促状 1 通につき <u>2 0 0 円</u> を徴収しなければならない。 <u>ただし</u>、やむを得ない理由があると <u>市長が認める場合</u> においては、これを徴収しない。 (原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等) 第 9 1 条 略 2・3 略 4 第 1 項及び第 2 項の標識のひな型並びに前項の証明書の様式は、<u>それぞれ規則で定めるところによる。</u> 5～7 略 <u>8 原動機付自転車又は小型特殊自動車の販売を業とする者が車体試験を行うために原動機付自転車又は小型特殊自動車を使用するときは、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に原動機付自転車又は小型特殊自動車 <u>の試乗標識（以下「試乗標識」という。）を取り付けなければならない。</u></u> <u>9 試乗標識の交付を受けようとする者は、試乗標識交付申請書を <u>市長に提出</u> しなければならない。</u> <u>1 0 試乗標識の交付は、1 事業所に <u>つき 1 枚限り</u></u>

とする。 <u>使用期間は1年以内とし期間経過後は直ちに返納するものとする。</u>	りとする。 1 1 <u>試乗標識の有効期間は、1年以内とし、有効期間経過後は、直ちに試乗標識を市長に返納するものとする。</u> 1 2 <u>試乗標識のひな型及び第9項に規定する申請書の様式は、それぞれ規則で定めるところによる。</u> 1 3 <u>第1項若しくは第2項の標識又は試乗標識（以下「標識等」という。）の交付を受けた者は、当該標識等を毀損し、又は亡失したときは、直ちにその旨を市長に届け出て、その再交付を受けなければならない。この場合において、当該標識等の毀損又は亡失がその者の故意又は過失に基づくときは、弁償金として300円を納めなければならない。</u> 1 4 <u>標識等は、これを譲渡し、貸し付け、又は不正に使用してはならない。</u>
--	--

（城陽市国民健康保険条例の一部改正）

第2条 城陽市国民健康保険条例（昭和36年城陽市条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

現 行	改 正 後
（保険料の督促手数料） 第22条 保険料の督促手数料は、督促状1通について、 <u>50円</u> とする。ただし、やむを得ない理由があると市長が認める場合においては、これを徴収しない。	（保険料の督促手数料） 第22条 保険料の督促手数料は、督促状1通につき <u>200円</u> とする。ただし、やむを得ない理由があると市長が認める場合においては、これを徴収しない。

（城陽市介護保険条例の一部改正）

第3条 城陽市介護保険条例（平成12年城陽市条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

現 行	改 正 後
（保険料の督促手数料） 第8条 保険料の督促手数料は、督促状1通につき <u>50円</u> とする。ただし、やむを得ない理由があると市長が認める場合においては、これを徴収しない。	（保険料の督促手数料） 第8条 保険料の督促手数料は、督促状1通につき <u>200円</u> とする。ただし、やむを得ない理由があると市長が認める場合においては、これを徴収しない。

（城陽市後期高齢者医療に関する条例の一部改正）

第4条 城陽市後期高齢者医療に関する条例（平成20年城陽市条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

現 行	改 正 後
(保険料の督促手数料) 第5条 保険料の督促手数料は、督促状1通につき<u>50円</u>とする。ただし、やむを得ない理由があると市長が認める場合においては、これを徴収しない。	(保険料の督促手数料) 第5条 保険料の督促手数料は、督促状1通につき<u>200円</u>とする。ただし、やむを得ない理由があると市長が認める場合においては、これを徴収しない。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和9年（2027年）4月1日から施行する。

(市税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の城陽市税条例第21条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に納期限が到来する市税について発する督促状に係る督促手数料について適用し、施行日前に納期限が到来する市税について発する督促状に係る督促手数料については、なお従前の例による。

2 前項の規定にかかわらず、令和9年（2027年）4月12日に納期限が到来する特別徴収の方法によって徴収する給与所得に係る個人の市民税について発する督促状に係る督促手数料については、なお従前の例による。

(国民健康保険料に関する経過措置)

第3条 第2条の規定による改正後の城陽市国民健康保険条例第22条の規定は、施行日以後に納期限が到来する国民健康保険料について発する督促状に係る督促手数料について適用し、施行日前に納期限が到来する国民健康保険料について発する督促状に係る督促手数料については、なお従前の例による。

(介護保険料に関する経過措置)

第4条 第3条の規定による改正後の城陽市介護保険条例第8条の規定は、施行日以後に納期限が到来する介護保険料について発する督促状に係る督促手数料について適用し、施行日前に納期限が到来する介護保険料について発する督促状に係る督促手数料については、なお従前の例による。

(後期高齢者医療保険料に関する経過措置)

第5条 第4条の規定による改正後の城陽市後期高齢者医療に関する条例第5条の規定は、施行日以後に納期限が到来する後期高齢者医療保険料について発する督促状に係る督促手数料について適用し、施行日前に納期限が到来する後期高齢者医療保険料について発する督促状に係る督促手数料については、なお従前の例による。

提案理由

近年の物価高騰等の状況を受け、負担の適正化を図るため、城陽市税条例（昭和 39 年城陽市条例第 25 号）等について、所要の改正を行いたいのので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 330 条及び地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 14 条第 1 項並びに第 231 条の 3 第 2 項の規定に基づいて、本案を提案するものである。

参照条文

地方税法（抜粋）

（市町村民税に係る督促手数料）

第 330 条 市町村の徴税吏員は、督促状を発した場合においては、当該市町村の条例の定めるところによつて、手数料を徴収することができる。

地方自治法（抜粋）

〔条例〕

第 14 条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第 2 条第 2 項の事務に関し、条例を制定することができる。

②・③ 略

（督促、滞納処分等）

第 231 条の 3 略

2 普通地方公共団体の長は、前項の歳入について同項の規定による督促をした場合には、条例で定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる。

3～12 略

参考資料

城陽市税条例等の一部を改正する条例要綱

1 改正の概要

- (1) 督促状を発した場合の督促手数料を1通あたり200円とする
(市税条例第21条、国民健康保険条例第22条、介護保険条例第8条、後期高齢者医療に関する条例第5条関係)。
- (2) 原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識について、故意又は過失により破損等した場合の標識再交付に係る弁償金を1枚あたり300円とする(市税条例第91条関係)。
- (3) その他、所要の文言の整理等を行う。